

ビルクリーニング分野育成就労協議会設置要綱

（名称）

第1条 本協議会は、ビルクリーニング分野育成就労協議会（以下「協議会」という。）という。

（設置及び目的）

第2条 協議会は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則第13条第2項第4号において、育成就労実施者の分野別協議会の加入を要件としていることから設置するものであり、協議会の構成員が相互に連絡を図ることにより、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、ビルクリーニング分野の実情を踏まえた育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に資する取組について協議を行い、必要な措置を講じることを目的とする。

（活動内容）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 育成就労外国人の受入に係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 二 受入に係る人権上の問題等への対応
- 三 育成就労実施者等に対する法令遵守の啓発
- 四 育成就労実施者の倒産時等における育成就労外国人に対する転職支援（育成就労実施者が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力）
- 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 六 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 七 前号を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の大都市圏等での育成就労外国人の受入れや引抜き of 自肅要請等を含む。）
- 八 育成就労実施者に対する構成員であることの証明
- 九 ビルクリーニング分野に特有の事情に応じて講ずべき措置に関する情報共有及び協議
- 十 円滑かつ適正な受入れのために必要なその他の情報、課題等の共有・協議等
- 十一 育成就労外国人の育成及びキャリア形成に関するプログラムの策定に関すること

十二 法令遵守を含む遵守事項及び行動規範の策定に関すること

十三 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと

(構成)

第4条 協議会の構成員は、次のとおりとする。

- 一 育成就労外国人を受け入れている育成就労実施者
- 二 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
- 三 出入国在留管理庁、警察庁、外務省、厚生労働省
- 四 外国人技能実習機構（外国人育成就労機構が設立されたとき以降は、外国人育成就労機構）
- 五 その他協議会が必要と認める者

(除名)

第5条 協議会は、構成員が次の各号のいずれかに該当する場合は、協議会の決議により当該構成員を除名することができる。

- 一 構成員が「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づきビルクリーニング分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準」（令和8年4月7日厚生労働省告示第180号）に定める基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 虚偽又は不正な手段により協議会に加入したとき。
- 三 前号のほか、育成就労外国人の適正な受入れ及び育成就労外国人の保護を図るために構成員を除名すべき正当な理由があるとき。

(事務局)

第6条 協議会及び運営委員会の庶務は、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課（以下「事務局」という。）が行う。

(会議の招集等)

第7条 協議会及び運営委員会（以下「協議会等」という。）は、必要に応じ事務局の招集により開催する。

- 2 協議会の円滑な運営を図るため、別紙に掲げる委員で構成される運営委員会を置く。
- 3 協議会等は書面その他の簡易的な方法で開催することができる。
- 4 事務局は、協議会等の議事に関係する構成員又は委員のみを招集することができる。

- 5 事務局が必要と認めるときは、構成員又は委員以外の者に協議会等への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。
- 6 協議会等の決議は、出席者の総意により行うものとする。

（資料及び議事の公開）

第8条 協議会等は、原則として非公開とする。ただし、資料及び議事概要は厚生労働省ホームページで公表する。

（雑則）

第9条 本要綱に定めるもののほか、協議会等の運営及び構成員の加入等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

第1条 本要綱は、令和8年8月7日から施行する。

ビルクリーニング分野育成就労協議会運営委員会委員

法務省出入国在留管理庁

警察庁

外務省

厚生労働省

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 事業部長

外国人技能実習機構（外国人育成就労機構が設立されたとき以降は、外国人育成就労機構）